CHIYODA Yes, We love.
教育と文化のまち千代田区

広報 千代田

4/5 No.701
昭和61年（毎月5日・20日に発行）
発行：東京都千代田区
〒102千代田区九段南1-6-11 ☎264-0151(代)
編集：千代田区企画部広報課

千代田区のいま

～65歳以上の人口と全人口にしめる比率～

千代田区
7,710人（13.77%）
〈61.1.1.現在〉

23区
777,760人（9.46%）
〈60.1.1.現在〉

わかりやすい窓口、充実した福祉をめざして

4月1日から 福祉部門の組織が変わりました。

福祉部の組織ではありませんが、ボランティアコーナーをはじめ区行政以外の福祉事業を行っています。

直通☎262-5844
ボランティアコーナ
☎265-0882
☎261-2279

社会福祉協議会

〈いままでどおり〉

国民年金課

〈いままでどおり〉
㊟資格給付係の名称が資格賦課係に変わりました

国民健康保険課

高齢者福祉係☎343・344
老人福祉手当や敬老金の支給・敬老会、シルバーパス、ねたきり老人の入浴や敬老入浴券の交付、高齢者事業団の助成

相談係☎345・346
高齢者の相談、老人ホーム等の入所措置、老人家庭奉仕事業

医療助成係☎347・536
老人医療費の給付及び助成、老人看護料の差額助成など

高齢者福祉課

管理係☎312・313

厚生係☎314・315
民生委員、社会福祉団体への助成、青少年問題協議会、生業・応急資金や婦人福祉資金、奨学資金の貸付など

計画調整主査☎312

管理課

福祉部（福祉事務所）が誕生しました

4月1日から福祉部門の組織が変わり、福祉部（福祉事務所）が設置されました。

今回の組織改正は、福祉部門の仕事を対象者別、内容別に整理して、みなさんにより分かりやすくしています。

さらに、今までの福祉事務所の仕事と旧厚生部各課の仕事を一体的に運営できるようにしています。

今号では、〝生まれかわった〟福祉部・福祉事務所のあらましを紹介します。

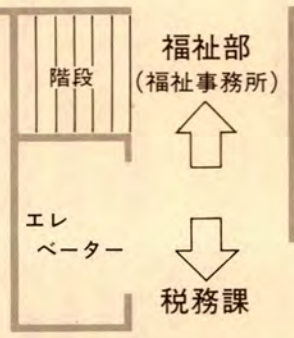

福祉部（福祉事務所）のあらまし

今回の組織改正にともない、区役所2階の福祉部各課の窓口は、上の図のように変わりました。

わからないことがありましたら、庁舎1階の受付、または2階福祉部の各課へおたずねください。

また、電話をおかけのときは区役所の電話交換台で、新しい係へ電話をおつなぎします。

問合せ 福祉部管理課管理係

㊟老人福祉センターの名称も高齢者センターと変わりました。

児童課

児童係☎337・338
児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の申請受付や支給、道路開放遊戯実施団体への助成

保育係☎339・340
保育園の入所措置・母子相談・母子寮入院助産、緊急一時保育

児童福祉主査☎339
私立・未認可保育所・家庭福祉員の指導

福祉課

福祉係☎317
戦傷病者及び戦没者遺族援護など

障害者福祉係☎318
障害者団体との連絡、各種福祉手当や障害者医療費の助成など

相談・保護主査☎348・349
生活困窮者の相談、生活保護法等による個別的援護・指導

身体障害者対策主査☎319

精神薄弱者対策主査☎319

地区別防災訓練

神保町地区で実施

〝地域ぐるみで地震に立ちむかおう〟と、3月9日、一橋中学校で「地区別防災訓練」が行われました。

今回の対象は神保町出張所地区。日曜日にもかかわらず、各町会から180名もの方が参加し、2時間30分にわたって実践訓練が展開されました。

地震から わがまちを守ろう

大地震がおこると、誤った情報、デマに惑わされたり、余震が続くと焦り、不安感からとにかく逃げだしたくなるものです。

しかし、あわてて逃げ出すのは考えものです。落下物でケガをしたり、火災を招いたりして、自分の命や家を失うことになりかねません。

地域にとどまり、「自分達の家やまちは自分達で守る」という心がまえで地震に立ち向かうことが大切です。関東大震災のとき、神田佐久間町、和泉町のひとが町ぐるみで火災と闘い、焼け残った話は有名です。

もちろん、延焼火災が拡大した場合には、生命を守るための最後の手段として避難が必要となることはいうまでもありません。

こういった考え方にもとづき今年から実施されているのが、「地区別防災訓練」です。この訓練は、出張所地区を単位に地域防災組織、消防団、消防署、警察署や区役所が一体となって行われます。

訓練の内容は実技中心！

東京地方に震度「6」の直下型地震が発生したとの想定で、各班別にわかれ左図のような実践的訓練が行われました。

班	訓練の内容
本部	本部の活動の実技
情報連絡班	情報収集・伝達方法の実技
防災班	消火器などを使った初期消火訓練
救出救護班	精巧な人形を使った人工呼吸法 三角巾による止血法包帯法の実技
避難誘導班	避難の時期・方法など
給食・給水班	米飯炊き出し方法、動力式濾水機などによる給水方法の実技

今後の実施予定は

この訓練は、昭和60年度から始められたもので、これからも地域のみなさんと相談しながら行います。

今後は、番町地区が4月19日㈯午後1時30分から九段小学校で、また、神田公園、万世橋、和泉橋地区は来年3月までに各1回の実施を予定しています。（富士見地区は3月30日に実施）

問合せ 総務部防災課

第一回 区議会定例会

昭和61年度予算・条例・人事案件などを可決

第1回区議会定例会は、3月6日から25日まで開かれ、区長から提出した29議案が、いずれも原案どおり議決されたほか、2件の報告がありました。

議決された議案の主なもの

▽昭和60年度東京都千代田区一般会計補正予算第3号
▽同国民健康保険事業会計補正予算第2号
▽昭和61年度東京都千代田区一般会計予算
▽同国民健康保険事業会計予算
▽同老人保健特別会計予算
▽東京都千代田区組織条例の一部を改正する条例
▽東京都千代田区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例
▽東京都千代田区「生業資金」「応急資金」「婦人福祉資金」の各貸付条例の一部を改正する条例
▽東京都千代田区立老人福祉センター条例の一部を改正する条例
▽東京都千代田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
▽東京都千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例
▽東京都千代田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
▽東京都千代田区手数料条例の一部を改正する条例
▽東京都千代田区立少年自然の家条例
▽東京都千代田区立四番町歴史民俗資料館条例
▽東京都千代田区立図書館設置条例
▽東京都千代田区教育委員会委員の任命の同意について
▽東京都千代田区監査委員の選任の同意について(2件)

議員提出議案

▽東京都千代田区議会委員会条例の一部を改正する条例
▽国民健康保険に対する国庫補助金の拡充を求める意見書

なお、新年度予算の諸事業については、そのあらましを次号でおしらせします。

教育委員に
藤井康男氏（再任）

教育委員会委員に、区議会の同意を得て、3月20日に再任されました。

新 監査委員に
南山金太郎氏
川俣光勝氏

任期満了による監査委員(知識経験者選出)に、議会の同意を得て、3月20日に南山金太郎氏及び川俣光勝氏が任命されました。

人事異動〈その1〉

■部長級〔4月1日付〕(内は旧職

企画部主幹＝**瀧見浩之**（企画部企画課長・昇任）　総務部長＝**土子勤**(区民部長)　区民部長＝**加藤忠**(建築公害部主幹)　福祉部長＝**斉藤喬**(厚生部長)　保健衛生部次長＝**若山英雄**(総務部主幹)　都市整備部長＝**望月章司**（教育委員会事務局次長）　建築公害部長＝**石津達太郎**(建築公害部主幹)　教育委員会事務局次長＝**小薮俊雄**(総務部主幹)

住みよい街へ

東京都の〝23区都市再開発方針(素案)〟の縦覧と公聴会のお知らせ

昭和55年に都市再開発法が改正され、東京都は区部について都市再開発の方針を策定することになりました。

東京はこれまで、一点集中型の都市構造であったため、職住の遠隔化、都心部での夜間人口の減少、交通混雑などさまざまな問題をかかえています。

そこで、これを多心型の都市構造につくりかえ、安全で活力とうるおいのある住みよいまちづくりをすすめるため、その具体的な方向づけを行う〝都市再開発方針〟の策定作業を、現在東京都がすすめています。

▼その性格と策定の意義は

この都市再開発方針は、区部における市街地の再開発の各種の施策を長期的でしかも総合的な観点から体系づけたもので、直接、権利の制限をともなう都市計画ではありません。

これによって、区部における災害の危険性、職住の遠隔化などの都市問題に対処していくものです。そして、21世紀に向けた東京の都市づくりに民間などの再開発を有効に役立たせるために、計画的な再開発を適正に誘導し、効率的な推進をめざしています。

▼都市再開発の方針を示す区域は

計画的な再開発が必要な市街地（1号市街地と呼びます）の範囲は、おおむね23区部全域が含まれています。

そのうち、再開発促進地区（2号地区と呼ぶ）として、千代田区では3地区が示されています。

再開発促進地区に
有楽町駅前、麹町4丁目、有楽町・日比谷地区

これらの地区は、一体的な再開発をすすめることにより、周辺地域への効果の波及や関連各種事業の効率的な推進・総合的整備が図られ、また、地元において再開発の気運などの動向が見られる地区です。

そして、この地区の再開発の目標がつぎのように示されています。

再開発の目標

都心においては、全国的・国際的な業務、文化、商業機能に特化した地区として整備をはかるとともに、その周辺部においては、業務機能の外延的拡大を抑制し、再開発により常住人口の回復をはかり定住性を高めながら、良好なコミュニティを維持していく。

また、再開発促進地区には至らないが、施策の方向を実現するうえで、効果が大きく、また、再開発が望ましいなどにより、今後、再開発気運の醸成などを図り、再開発に関する公共および民間の役割を明確にしていくべき地区を、再開発誘導地区として、千代田区では2地区が示されています。

再開発誘導地区に
秋葉原、東京駅周辺地区

〝都市再開発方針〟(素案)が縦覧できます。

・東京都都市計画局総務部相談情報課（有楽町＝都庁第2本庁舎6階）
・千代田区役所都市整備部都市計画課

〝都市再開発方針〟(素案)にあなたの意見を
—公聴会の開催—

東京都の素案がまとまったことを受けて、区民のみなさんの意見を反映させるために公聴会が開催されます。

公聴会と日程は　下表のとおり

公聴会で意見を述べることのできるひと（公述人）は

東京23区内に住所のあるひとか、それ以外のひとでも利害関係があれば意見を述べることができます。ただし、あらかじめ公聴会で意見を述べたい旨(公述)の申出をしていただきます。

公述の申出は

4月14日(月)までに、東京都都市計画局都市計画課または千代田区都市計画課で配布中の公述申出書の用紙を提出してください。なお、公述人の選定は、申出のあった方の中から東京都知事が行います。

公述申出書の提出先は

・東京都都市計画局都市計画課
・千代田区都市計画課

この都市再開発方針の素案の内容や縦覧、公聴会についてのくわしいことは下記へ。
・東京都都市計画局都市計画課☎212—5111内線25-210
同防災計画課内線25-367
・千代田区都市計画課

▼公聴会の開催日程　　**公聴会の傍聴**　傍聴希望者は開催日に直接会場へ。

日　時	会　場	関係の区域
5月20日(火)　午前10時～午後3時30分	中央区立中央会館（中央区銀座2－15－6　☎542－8585）	千代田区のほか中央・港・品川・大田各区

▼都市再開発方針の決定までの手続(東京都知事決定)

〝いま、地価どれくらい〟4月は地価公示普及月間です。

毎年4月1日になると国土庁から、その年の地価公示が発表されます。

地価公示は、都市計画区域内の各地域の標準的な使われ方をしている土地を選んで、その土地の適正な価格を公表することです。(調査日は1月1日時点)

千代田区内では25か所の地価が調査されており、全国では1万5千か所以上が調査され、この4月1日に発表されました。

地価公示は自由に閲覧できます

これらの結果(地価公示)は、区役所または出張所でご覧になれます。(めんどうな手続きはなく自由に閲覧できます)

問合せ　地価公示に関することは都市整備部都市計画課へ。

★適正な地価とは…

売り手にも買い手にも偏らない正常な価格であり、近隣区域の標準的な用地の価格水準を示すものです。

これを発表することによって、一般の土地取引の目安としていただくほか、公共事業を行うときの用地買収の基準ともなります。

公害問題に関心のある方ご参加を！
公害監視委員会主催の「地域集会」開催

東京都が行っている公害防止の措置などについて、都民の立場で調査や審議をする機関として「東京都公害監視委員会」があります。

この委員会は、公害行政に住民の意見を反映させようとするものです。

今回、区内の公害監視委員(千代田区で2名)を通じて、公害問題について地域のみなさんの声を都政に反映させるための〝地域集会〟がつぎの日程で開催されます。

区内在住・在勤者で、公害問題に関心のある方は、どなたでも参加できます。

とき　4月24日(木)午後2時～4時

会場　和泉橋区民会館

事務局　東京都環境保全局総務部指導相談課☎214—7411

問合せ　右記の事務局か千代田区建築公害部公害対策課監視係へ。

区民の交通災害共済に加入を

加入者が交通事故にあったとき見舞金が贈られます。東京23区に住む方が加入できます。

加入方法など　区役所3階の交通災害共済窓口か、郵便局を除く区内の金融機関で受付けています。掛金は年額1口500円（1人2口まで)で、加入日の翌日から1年間有効です。

見舞金　災害の程度により、掛金1口1万円から150万円まで（2口は倍額）

問合せ　交通災害共済窓口へ

健康ガイド

▶麹町保健所
〒100 丸の内3-5-1 ☎212-7814
▶神田保健所
〒101 神田錦町3-10 ☎291-3641

■**療育相談**（予約制）
とき　5月15日㈭午後2時～3時
会場　麹町保健所
対象　先天性股関節脱臼や斜けいなど身体に障害があるかそのおそれのある乳幼児
内容　専門医による相談と診察
申込み　麹町保健所予防課

■**女性教室**（予約制）
とき・内容　5月7日㈬「血液検査、オリエンテーション、女性の体としくみ」／14日㈬「食品衛生、歯の衛生・検診」／21日㈬「女性と法律、栄養について」／28日㈬「貧血・遺伝、家族計画」／以上時間はいづれも午後6時30分～8時30分
会場　麹町保健所
対象　未婚または新婚の女性で50名
申込み　麹町保健所予防課

■**肺がん検診**（予約制）
とき　5月16日㈮午後1時30分～3時
会場　麹町保健所
対象　35歳以上の区民で25名
申込み　麹町保健所予防課

■**乳がん検診**（予約制）
とき　5月21日㈬午後1時30分～2時30分
会場　神田保健所
対象　区内に住む30歳以上の女性で25名
申込み　神田保健所予防課

■**訂正**
3月7月号の「広報千代田」に掲載した〝肺がん検診〟の日程が**4月7日㈪**となっていましたが、**4月14日㈪**の誤りでした。

健康メモ

〝シリーズ　がんを考える〟
そのー

乳がんについて

以前この「健康メモ」で紹介した成人病のうち、死因の第1位となっている〝がん〟について、今回からシリーズで考えていきます。
・その1＝乳がんについて
・その2＝肺がんについて
・その3＝胃がんについて
・その4＝子宮がんについて

＊

最近のがんの死亡統計では胃がん、子宮がんが減り、肺がん、乳がんが増えているのが特徴です。
乳がんにかかりやすい女性の特徴は、45～54歳位で、専門的職業婦人（看護婦、教師など）の高学歴、未婚者または、結婚していても出産数の少ないひと、そして、体型的には肥満型の女性などと言われています。従来、日本には乳がんは少なかったのですが、食生活を含めた生活パターンや体格が欧米化したのが、その増加の一因と思われます。
それでは乳がんの発見はどのようにして行われるのでしょうか。乳がんもほかのがんと同じように早期発見、早期治療が肝要です。自分で乳房のしこりや異常に気づいて、病院を訪れる場合が一番多いと思われますが、この場合は相当大きくならないと分からない場合があります。
もっと早く発見するには、乳がん自己検診法と乳がん検診を受けることです。
自己検診法は、親指を除くほかの4指を軽くそろえ、各指先の腹側で乳房を軽くおさえ、乳頭を中心として外にうずまき状に輪をひろげるようにして両乳房を調べる方法と親指を除く4指の手の腹側全体で軽く乳房を押え、乳房の一番上の外から内側に水平に移動させ、乳房の下端まで何回にもわけて行う方法とがあります。
また、毎月保健所（麹町、神田で交互に実施）で実施している乳がん検診は、専門医が診察を行い、一次検査で異常があれば精密検査を受けることになります。乳がんはがんと診断されても早期治療によって治癒率の高いがんです。
昭和56年10月から60年11月までに麹町・神田両保健所の乳がん検診を受けた方は814名で、そのうち6名の方が乳がんを発見されています。
※次回は肺がんについてです。

児童手当制度が変わります

6月1日から

2人目のこどもさんにも手当が支給されます

今年の6月1日から、児童手当制度が変わります。
ただし、新しい制度の完全な実施は、昭和63年4月1日からとなり、それまでの2年間は、段階的に、支給対象が変わります。
今回は、昭和61年6月1日から62年3月31日までの間の支給対象、手当額についてお知らせします。

受給資格
①昭和59年6月2日以降出生の児童を含む2人以上の児童を扶養していること
②中学校卒業前の児童を含む3人以上の児童を扶養していること。
①または②の場合であって前年の所得が一定額以下であること。
（注）児童とは18歳未満の方をさします。所得の限度額については、5月20日号以降でお知らせします。

手当額　2人目の2歳未満の児童については、月額2千500円。3人目以降の中学校卒業前の児童については、月額5千円が支給されます。
なお、昭和61年6月分から住民税非課税世帯への月額2千円の加算はなくなります。

第2子分の申請受付について
第2子分についての申請をただ今、受付けています。すでに、第3子分以降について認定されている方で、第2子についても該当される方は、あらためて申請が必要です。

現在児童手当および特例給付を受給されている方へ
昭和62年3月31日までは、受給資格に変更はありません。特例給付についても、児童手当制度と同様に、新制度へ移行します。ただし、特例給付は、昭和66年5月分までで終了となります。

申請先・問合先　福祉部児童課児童係（旧厚生部管理課児童係）

広い湯舟でゆっくり
敬老入浴券をお送りしました

満65歳以上の方で、3月に実施した希望調査に「希望する」と回答した方に、敬老入浴券を送りました。お手もとには4月上旬に届く予定です。
なお、大正10年5月1日から大正11年3月31日までに生まれた方には、誕生日までにお送りします。
この入浴券といっしょに、利用できるお風呂屋さんの一覧表も送りました。
※今年度から新たに、別府湯（新宿区☎260－8854）が利用できるようになりました。なお千代の湯（中央区）は利用できなくなりました。
※最近千代田区に転入した満65歳以上の方で、希望調査に間に合わなかった方は、申請してください。
※敬老入浴券は、交付を受けた本人以外は使用できません。
申請先・問合先　福祉部高齢者福祉課高齢者福祉係（旧厚生部福祉課老人福祉係）

心身障害者福祉手当3級・4度の方にも支給
―4月から対象拡大―

心身に重度の障害を持つ方にさしあげている千代田区心身障害者手当の対象が、4月から拡大されます。
新たに「身体障害者手帳」3級の方と「東京都愛の手帳」4度の方が、対象になります。
新しく対象となる方は（下表参照）、①「身体障害者手帳」もしくは、「愛の手帳」②本人名儀の銀行預金通帳③印鑑をお持ちのうえ、4月30日㈬までに、左記へ。
申請先・問合先　福祉部福祉課障害者福祉係（旧厚生部福祉課障害者福祉係）

▶千代田区心身障害者福祉手当の対象と手当金額

対象となる傷害	手当金額
●「身体障害者手当」1・2級の方 ●「東京都愛の手帳」1・2・3度の方 ●「戦傷手帳」特別項症から第3項症の方 ●「脳性まひ」もしくは「進行性筋萎縮症」の方	月額 10,000円
※「身体障害者手帳」3級の方 ※「東京都愛の手帳」4度の方	月額 5,000円

※印は新たに対象となる方

（国民健康保険）
4月から保険料や助産費などが改定されました

4月1日から、国民健康保険の保険料や助産費などが改定されました。改定されたものは下表のとおりです。
なお、保険料の所得割額の料率（当該年度住民税額の100分の107）は変わりません。
くわしいことは、4月発行の「国保だより」（保険料納入通知書に同封）をご覧になるか国民健康保険課へ。

▼改定された保険料など

項目	改訂前	改訂後
保険料賦課限度額（1世帯あたりの年額最高額）	31万円	→35万円
保険料被保険者均等割額（1人当たり年額）	9千円	→1万2千円
助産費（被保険者が出産したときに支給）	10万円	→13万円
葬祭費（被保険者が死亡したときに支給）	3万円	→5万円

国民年金

■保険料が変わります
月額　昭和61年度＝7千100円
昭和62年度＝7千400円
前納するときの期間と納付額
●昭和61年4月～62年3月（1年分）前納の場合
保険料額＝8万3千140円
付加分＝4千680円
計＝8万7千820円
●昭和61年4月～63年3月（2年分）前納の場合
保険料額＝16万5千280円
付加分＝9千120円
計＝17万4千400円

■新年金制度の支給月はつぎのとおりです
（）円は旧支払月
▼2・5・8・11月に支給
障害基礎年金
（障害福祉年金4・8・12月）
遺族基礎年金
（母子福祉年金4・8・12月）
老齢基礎年金
▼3・6・9・12月に支給
拠出制障害年金・母子年金
▼4・8・12月に支給の年金
老齢福祉年金
このほかは従来どおり。
問合せ　国民年金課

戦没者等の遺族の方に対する特別給付金の請求が時効になります。

昭和58年4月1日現在、公務扶助料・遺族年金等を受ける権利のあったつぎの方の、特別給付金の請求は、5月3日で時効になります。
請求がお済みでない方は、早めに、福祉部福祉課福祉係へ。
(1)戦没者等の妻で、昭和38年発行の特別給付金（い号）20万円、および、昭和48年発行の第4回特別給付金い号）60万円を受ける権利を取得した方（時効により受けられなかった方も含まれます。）に、10年償還の特別給付金120万円を支給します。
(2)戦没者の父母・祖父母で、戦没者死亡時において戦没者のほかに子・孫がなかったことにより、昭和42年発行の第3回特別給付金（い号）10万円、昭和48年発行の第5回特別給付金（い号）30万円、昭和53年発行の第7回特別給付金（い号）60万円を受ける権利を取得した方（時効により受けられなかった方も含まれます。）で、ひきつづき、昭和58年3月31日までに、自然血族の子も孫も持たなかった方に、5年償還の特別給付金60万円を支給します。
問合せ　福祉部福祉課福祉係（旧厚生部福祉課厚生係）

4月から
カセットテープ「広報千代田」を発行します

現在、視覚に障害のある方で、点字版「広報千代田」を受けていて、カセットテープを希望する方に、お送りします。
申込み・問合せ　福祉部福祉課障害者福祉係

楽しくプレイ　ゲートボール教室と室内ゲートボールのつどい

■ゲートボール教室
とき　5月2日㈮、7日㈬、9日㈮、14日㈬、21日㈬、23日㈮、27日㈫、28日㈬、午前9時15分～正午
会場　総合体育館
対象　区内在住者で毎回参加できるひと30名
申込み　社会体育課へ電話で。

■室内ゲートボールのつどい
とき　5月30日㈮、午前9時～正午
会場　総合体育館
対象　区内在住者で編成された5～7名のチームで16チーム
申込み　5月23日㈮までに社会体育課へ。

★ 婦人週間4月10日～16日＝「女性の能力や役割りについての固定的な考え方を見直そう！」★

趣味・特技をみにつけよう！

九段春の成人講座

春 Let's Start！

5月から始まる九段春の成人講座。科目は4つ。時間は午後6時30分から8時30分まで。職場や学校のほかに何か趣味をもちませんか。特技をみにつけませんか。

会場　九段社会教育会館（地下鉄九段下下車）

日程　右下表のとおり。

内容　各講座の内容・教材費などは下記のとおり

対象　区内在住在勤者。応募者多数の場合は、区民優先のうえ抽選。

▼九段春の成人講座日程など

講座名	曜日	日程	回数	定員
鎌倉彫	水	5/7～7/23	12	40
和裁	水	5/7～7/23	12	40
中国語入門	火	5/6～7/22	12	40
イラスト入門	火	5/6～7/8	10	40

★和裁
浴衣を自分で縫ってみたい方へ。基礎縫いからはじめ、浴衣を1枚仕上げます。
教材費　千500円（テキスト代）
なお、浴衣地を準備できない方には、5千円～6千円程度で準備します。

★中国語入門
你好（こんにちは）、再見（さようなら）は知っているけれど……もう少し中国語が話せたらと思っているあなた、挑戦してみませんか。
教材費　300円

★イラスト入門
ことばではなく、イラストであなたを表現してみませんか。絵が下手とか上手なんて関係ありません。基礎の基礎から始めます。描きたい気もちが大切です。
教材費　8千500円（専用筆、アクリルカラー12色など）

★鎌倉彫
自分で彫り、自分で使う。伝統的な手工芸は、あなたをグレードアップさせます。初心者対象に、手鏡、丸盆などを作ります。
教材費　1万2千円、（彫刻刀6千円、そのほか材料費6千円）

九段春の成人講座（4科目）
春の成人大学講座（暦と数の文化）の申込み・問合せは
往復ハガキに①希望講座名②氏名③現住所④自宅の電話番号⑤年齢・性別⑥勤務先（名称・住所・電話番号）を記入して4月28日(月)（必着）までに左記へ。
〒102千代田区九段南1—5—10　千代田区教育委員会社会教育課事業係（☎234—2841）

春の成人大学講座

暦と数の文化

「1週間はなぜ7日？」
「2月はどうして28日？」

あなたは、「暦」と「数」について考えたことがありますか。今回の成人大学講座では、数の生立ちや暦にまつわるいろいろな文化を考えていきます。

対象　区内在住、在勤者で50名。申込み多数の場合は抽選

日程　5月8日～7月10日の毎週木曜日。延10回。

時間　午後6時30分～8時30分

教材費　千円

▼成人大学講座「暦と数の文化」日程テーマ

日程	テーマ
5/8	暦とカレンダー　～1週間はなぜ7日か？～
5/15	数と暦　～Septemberはなぜ9月か？～
5/22	暦とギリシア神話～6月の花嫁は幸せになれるか？～
5/29	暦と北欧神話　～Wednesdayはどんな日か？～
6/5	グレゴリオ暦の構造～2月はなぜ28日なのか？～
6/12	正月の意義　～正月はなぜ寒いときにくるのか？～
6/19	干支と五行説　～干支はなぜ"えと"とよむのか～
6/26	厄年と還暦　～厄はあるのか？～
7/3	中陰の世界　～三途の川はどこにあるのか？～
7/10	七福神　～七が好まれるのはなぜか？～

施設だより

高齢者センター
☎265—3981

■老人福祉センターの名称が変わりました
センターの名称が、4月から、「**千代田区立高齢者センター**」と変わりました。
かねてより、「より親しみやすい名称に。」というご要望が多く寄せられていましたので、区役所の組織改正に合わせて、改称いたしました。
センターの事業内容は、今までとほとんど変わりませんので、引続きお気軽にご利用ください。

千代田荘

■箱根千代田荘の浴室改修工事のお知らせ
改修期間　前期＝6月6日(金)～7月22日(火)　後期＝9月4日(木)～10月15日(水)
この期間中は、浴室が男女それぞれ1か所になりますので、利用人員を前期60名、後期80名に制限させていただきます。工事に伴ない、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

■千代田荘、4月分、5月分空室電話受付中！
申込み・問合せ　区民課区民係

千代田区・日本大学共催公開講座

日本人ってなに!?

〃日本人の生活の源流をさぐる〃

日本人とは何か。日本人の生活には、どのような特徴があるか。
今回の講座では下表の個別テーマにあるように、いろいろな観点から、〃日本人〃を考えていきます。

とき　5月10日～6月28日の毎週土曜日、午後2時～4時30分

ところ　日本大学法学部2号館211講堂

対象　区内在住・在勤者で100名

受講料　無料

申込み・問合せ
往復ハガキに、①公開講座希望②氏名・年齢・性別③住所（必ず現住所を）④電話番号⑤勤務先（名称・住所）を記入して、千代田区教育委員会社会教育課事業係（〒102千代田区九段南1—5—10☎234—2841）へ。

▼千代田区・日本大学共催公開講座

日程	個別テーマ	講師
5/10	東アジアの諸民族の文化と日本文化	松村　潤氏
5/17	日本における儀礼、大陸における儀礼	護　雅夫氏
5/24	日本人の生活意識と住宅	神谷宏治氏
5/31	家と家族生活	鈴木国弘氏
6/7	都市生活の成立	村井益男氏
6/14	外国人の見た日本人の生活	金井　圓氏
6/21	日本加工食品史の沿革	露木英男氏
6/28	庶民文化の成立	上保国良氏

みんなでスポーツを

■中高生バドミントン大会
（主催＝千代田区バドミントン協会）
とき　5月3日(土)午前9時～
会場　総合体育館主競技場
参加資格　区内在住、在学の中学生、高校生
種目　・中学生の部＝男女単複　・高校生の部＝男女単複
申込み・問合せ　社会体育課体育係

■千代田区春季テニス大会
（主催＝千代田区庭球連盟）
とき　5月4日(祝)、5日(祝)、（予備日11日(日)）午前8時30分集合。
会場　区立七生体育施設（京王線百草園駅下車徒歩5分）
参加資格　区内在住、在勤者で連盟登録者
種目　・男子ダブルス　・女子ダブルス　・ベテランダブルス（50歳以上のひと）
申込み・問合せ　4月19日(土)正午までに、社会体育課へ。

■千代田硬式卓球選手権大会
とき　5月10日(土)午後1時から。11日(日)午前9時から。
会場　総合体育館
参加資格　区内在住、在勤者
種目　男子（小学生・中学生・一般・壮年）単、女子（小学生・中学生・一般・壮年）単　男子複、女子複、混合複
申込み・問合せ　4月28日(月)30日(水)の両日、午後5時までに社会体育課体育係へ。

■千代田区剣道大会
とき　5月25日(日)午前9時
会場　総合体育館主競技場
参加資格　区内在住、在勤(学)者で5段以下のひと
種目　・小学校4年生以下の部　・小学校5・6年生の部、中学生の部　・初段以下の部　・二段の部・三段の部・四・五段の部・女子の部（三段以下）
参加費　300円
申込み・問合せ　5月6日(火)・7日(水)に社会体育課体育係へ。

総合体育館——☎256—8444～5
第3日曜日は区民無料開放日

毎月第3日曜日は、総合体育館「区民無料開放日」。いろいろな設備や、種目が無料で利用、参加できます。

利用できる種目　下表のとおり

利用できる時間　毎月第3日曜日（4月は20日）の午前9時～午後9時。ただし、プールは、午前9時～11時、正午～午後2時、3時～5時、6時～8時の時間帯です。

利用方法　「区民利用カード」をご提示ください。お持ちでない方は、千代田区に住んでいることが確認できるもの（運転免許証、健康保険証など）を受付へ提示してください。

問合せ　総合体育館

▼無料開放日に利用できる設備など

施設名	利用できる種目・設備など	
主競技場	バスケットボール（午前9時～午後2時） ※ファミリースポーツ教室（午後2時～3時） バレーボール（午後3時～9時） バドミントン、トランポリン等（午前9時～午後9時）	
プール	温水プール25×12.5m 水深1.3m～1.6m 小学生以上が利用可（一定の条件あり）	※初心者指導コース 午前9時～11時、正午～2時 午後3時～5時の時間帯 第6コースで指導します
卓球場	卓球台8台	
剣道場	床面積360㎡、30組ぐらいが同時使用できます	
柔道場	156畳、30組ぐらいが同時使用できます	
弓道場	※ゲートボール（午前9時～正午）	
	アーチェリー・弓道（午後1時～9時）経験者対象 射程28m、5人が同時に使用できます	
相撲場	土俵	
トレーニングルーム	バーベル・ローイングマシーン、チャームサイクルなど（16歳以上が対象）	

※印は新しいプログラムです

テニス・バレーボールに！

七生体育施設の使用期間が変わります

テニス、バレーボールにご利用いただいている七生体育施設の利用時間帯が、4月1日から変わりました。
より多くの方がご利用できるよう、2・3月の使用時間を1時間延長し、午後5時までとしました。
左表の時間帯単位で利用できます。くわしくは左記へ。
問合せ　社会体育課体育係

▼七生体育施設利用できる時間帯

使用期間	時間帯（単位） 1	2	3	4
2～10月	午前9時～11時	午前11時～午後1時	午後1時～3時	午後3時～5時
11～1月	午前9時～11時	午前11時～午後1時	午後1時～4時	

訂正　3月20日号折り込みの区民カレンダー4月のなかで、4日(金)のエアロビクス教室はすでに終了したものの誤りでした。おわびして訂正します。

特集

4月から
新しい年金制度がスタート

新しい年金制度は

今後予想される高齢者人口の急速な増加に対応するためすべての年金制度が健全かつ安定した運営ができるようにしたものです。

基礎年金の導入

今回の新しい制度の一番大きな特徴は、国民年金が各年金制度に共通し、すべてのひとが共通に受けられる「基礎年金」と発展したことです。

これにより、4月からは、いままで国民年金に加入していたひとのほかに、厚生年金や共済年金に加入しているひとやその奥さんも国民年金に加入することになりました。

そして、厚生年金や共済年金などは〝上のせ年金〟となります。

なお、この「基礎年金」の導入によって、加入資格や受けられる年金の種類が大きく変わりました。

4月からの国民年金の加入者は

4月からの新しい国民年金に加入するひとの条件や任意または強制加入の別（その呼び名の説明は下の欄に）、保険料の納め方などは、表1のとおりです。

㊟大正15年4月1日以前に生まれたひと（昭和61年4月1日で60歳以上のひと）や、すでに年金を受けているひとは、いままでどおりの年金を受けることになります。

▼表1　4月から国民年金の加入者はこうなります

区分		該当する方	条件	4月からの国民年金への加入（その呼び名）	国民年金保険料の納付	備考
日本国内に住んでいるひと	いままで国民年金に加入していたひとまたは加入できたひと	①学生	20歳以上で、昼間部の大学生・専修学校生など	任意加入（1号被保険者）	○	
		②自営業・自由業のひと	20歳～60歳未満	強制加入（1号被保険者）	○	
		③議員	国・地方議会の議員とその配偶者	強制加入（1号被保険者）	○	
	厚生年金、共消年金加入者またはそれらに以前加入していたひと	④会社員・公務員	20歳～60歳未満	強制加入（2号被保険者）	×	
		⑤④の妻	夫に扶養されている妻	強制加入（3号被保険者）	×	
			夫に扶養されていない妻(収入あり)	強制加入（1号被保険者）	○	
		⑥厚生年金の老齢年金・共済年金の退職年金を受ける資格を持っているひと	60歳未満	強制加入（1号被保険者）	○	
			60歳～64歳	任意加入（1号被保険者）	○	㊟1
		⑦⑥の妻	60歳未満	強制加入（1号被保険者）	○	
			60歳～64歳	任意加入（1号被保険者）	○	㊟1
		⑧厚生年金の老齢年金・共済年金の退職年金を受けているひと	60歳未満	任意加入（1号被保険者）	○	㊟2
			その妻	任意加入（1号被保険者）	○	
		⑨同上	60歳～64歳	任意加入（1号被保険者）	○	
			その妻	任意加入（1号被保険者）	○	
		⑩遺族・障害年金受給者＝厚生年金・共済年金から受給しているひと	60歳未満のひととその妻	強制加入（1号被保険者）	○	
			60歳～64歳のひととその妻	任意加入（1号被保険者）	○	
海外に住んでいる日本人		⑪転勤した会社員など		強制加入（2号被保険者）	×	㊟3
		⑫転勤した会社員などに扶養されている妻		強制加入（3号被保険者）	×	
		⑬転勤した会社員などに扶養されていない妻		任意加入（1号被保険者）	○	
		⑭海外の会社に勤務、留学、自由業の方など		任意加入（1号被保険者）	○	

㊟1……60歳で保険料を納め終っても、未納期間や加入可能年数（表2）を残しているひとのみ加入できます。

㊟2……60歳～64歳のひとは、60歳までの加入期間のうち、保険料未納期間あるいは加入可能年数（表2）を残しているひとのみ加入できます。

㊟3……手続きについては問合せてください。（3月現在で手続きの方法が決まっていはせん）

★表の中の第○号被保険者とは？

▼第1号被保険者とは

いままでも国民年金に加入することになっていた20歳以上60歳未満のひとなどで、自分で国民年金保険料を納めなければなりません。

強制加入者と任意加入者とがあります。

▼第2号被保険者とは

厚生年金や共済年金に加入している20歳以上60歳未満のひとです。

国民年金へは強制加入者となりますが、保険料は厚生年金・共済年金の保険料の中から支払われるため、国民年金の保険料は支払う必要はありません。

▼第3号被保険者とは

厚生年金・共済年金に加入しているひとに扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者です。

つまり、サラリーマンの奥さん（専業主婦）などで、「第2号被保険者に扶養されている配偶者」ともいいかえられます。

国民年金へは強制加入となりますが、保険料は厚生年金・共済年金が一括して納めることになりますので、自分で納める必要はありません。

▼表2 資格期間及び加入可能年数早見表

生年月日	資格期間（年金を受けるために最低必要な期間）	加入可能年数（60万円の年金を受けるために必要な期間）
昭和2年4月1日以前	21年	25年
昭和3年4月1日以前	22年	26年
昭和4年4月1日以前	23年	27年
昭和5年4月1日以前	24年	28年
昭和6年4月1日以前	25年	29年
昭和7年4月1日以前	25年	30年
昭和8年4月1日以前	25年	31年
昭和9年4月1日以前	25年	32年
昭和10年4月1日以前	25年	33年
昭和11年4月1日以前	25年	34年
昭和12年4月1日以前	25年	35年
昭和13年4月1日以前	25年	36年
昭和14年4月1日以前	25年	37年
昭和15年4月1日以前	25年	38年
昭和16年4月1日以前	25年	39年
昭和16年4月2日以降	25年	40年

※厚生年金のみの加入者（昭和31年4月1日以前に生まれた人など）は資格期間について、別の短縮措置があります。

サラリーマンの奥さんへ

(1)3月まで任意加入のサラリーマンの奥さんで夫に扶養されているひとは届出をすれば、4月から国民年金の保険料は納める必要はなくなります。

(2)国民年金に未加入のひとも4月からは強制加入となります。区役所国民年金課で受付ていますので、夫の年金手帳、健康保険証、印鑑を持ってできるだけ早くおいでください。

変更があったらすぐ届出を！

夫や妻の加入している年金に変更があったら、すぐに届出をしてください。届出を忘れていると、保険料を納めるときに支障をきたします。

納めなくても良いのに納付書が送られてしまったり、納めなければならないのに納付書が発行されなかったりして将来、年金を受けるときに不利になったりします。

新たに国民年金に加入できることになった方へ

・60歳から64歳までの方
・海外居住の日本人
以上の方々は届出が必要です。国民年金課へご連絡を。

また、以前国民年金に加入していたことのある方は、国民年金手帳を添えて届出を。

特集 どんな年金が受けられるのでしょうか？

年金についてのご相談はいつでも
- 千代田区国民年金課
- 麹町社会保険事務所(☎265—4381)
- 神田社会保険事務所(☎263—2161)

へお気軽にどうぞ。

65歳になったひとへ

老齢基礎年金

年金を受ける条件

65歳になるまでに25年以上国民年金に加入したひとが65歳から受けられます。
(大正15年4月2日生れ以降)

年金額

▶60歳になるまでに国民年金に加入できる期間についてすべて保険料を納めたひとは
600,000円(月額50,000円)

▶加入期間中に保険料の納め忘れがあるひとはつぎの計算式で

$$60万円 \times \frac{保険料を納めた月数 + 保険料免除月数 \times \frac{1}{3}}{加入可能年数 \times 12(月)}$$

▶サラリーマンの奥さんの場合
①基礎年金額の計算には昭和61年3月まで保険料を納めた月数も加えます。
②65歳になって老齢基礎年金が受けられるとき、今まで夫の年金についていた奥さんの分の加算（加給年金）がご自身の老齢基礎年金に加算されます。
(「振替加算」と呼びます)

障害を持つ方へ

障害基礎年金

年金を受ける条件

①国民年金に加入しているひとが病気やケガで障害者（障害程度1～2級）になったとき、保険料を納めた期間が加入期間の2/3以上あること。
②20歳前に障害者（障害程度1～2級）になったとき（ただし、所得制限あり）
③すでに障害者福祉年金をうけているとき（ただし、所得制限あり）

年金額

1級　750,000円(月額62,500円)
2級　600,000円(月額50,000円)
障害年金を受けているひとが18歳未満（障害のあるときは20歳未満）の子を扶養しているときは上の額に〝子の加算額〟を加えます。
・子の加算額
1人のとき…**18万円(月1万5千円)**
2人のとき…**36万円(月3万円)**
3人のとき…**42万円(月3万5千円)**
以下1人増すごとに**6万円(月5千円)**が加算されます

遺族の方へ

遺族基礎年金

妻の場合

国民年金の加入者、または老齢基礎年金の受給資格のあるひと(夫)が死亡したとき、18歳未満（障害のあるときは20歳未満）の子と生活している妻で、夫の保険料納付期間が加入期間の2/3以上あること。
注（昭和71年3月までは最近の1年間に保険料の納め忘れがないこと。

780,000円(月額65,000円)
子が2人以上いるときは、上の額に2人目からの〝子の加算額〟を加えます。
・子の加算額
2人のとき…**18万円(月1万5千円)**
3人のとき…**24万円(月2万円)**
以下1人増すごとに**6万円(月5千円)**が加算されます

子の場合

国民年金の加入者、または老齢基礎年金の受給資格のあるひと（父や母）が死亡したとき、18歳未満（障害のあるときは20歳未満）の子だけが残されたとき。
ただし、死亡したひとが保険料を納めた条件は上記の妻の場合と同じです。

600,000円(月額50,000円)
子が2人以上いるときは上の額に〝子の加算額〟を加えます。
・子の加算額
2人のとき…**36万円(月1万5千円)**
3人のとき…**24万円(月2万円)**
以下1人増すごとに6万円(月5千円)が加算されます。

厚年年金や共済年金などの加入期間のあるひとの場合は、各基礎年金のほかに、つぎの各年金があわせて受けられます。

老齢厚生年金・退職共済年金

老齢基礎年金の受給資格がある場合、65歳になると国民年金から老齢基礎年金が、厚生年金や共済年金から「老齢厚生年金または退職共済年金」が受けられます。
また、60歳以上で退職しているときは65歳になるまで「老齢厚生年金または退職共済年金」の特別支給が受けられます。(扶養する妻がいるときは妻の65歳まで加算)

障害厚生年金・障害共済年金

厚生年金・共済年金加入中に病気やケガの初診日があり障害基礎年金の受給資格がある場合（障害の程度が3級の場合も含む)、障害基礎年金とあわせて「障害厚生年金または障害共済年金」が受けられます。
ただし、障害の程度が3級の場合は障害手当金(一時金)の場合があります。

遺族厚生年金・遺族共済年金

つぎに該当したときに、遺族基礎年金のほかに「遺族厚生年金または遺族共済年金」が受けられます。
①老齢基礎年金の受給資格のあるひとが死亡したとき
②厚生年金、または共済年金に加入中の傷病がもとで初診日から5年以内に死亡したとき
③1～2級の障害厚生年金、または障害共済年金を受けているひとが死亡したとき
ただし、遺族の範囲はつぎのとおり
1.遺族基礎年金を受けるひと
2.子のない妻
3.55歳以上の夫・父母・祖父母

―障害年金を受けていた方の任意加入期間の扱いは―
4月1日前に、国民年金以外の厚生年金や共済年金などから障害年金を受けていた方が、国民年金に任意加入して保険料を納めていた期間については、一時金が支給されます。

保険料について
第1号被保険者はいままでどおりです。納め忘れのない「口座振替制度」をご利用ください。

老齢基礎年金は繰り上げ、繰り下げ請求が
(1)60歳で老齢基礎年金の受給資格があるひとは、希望すれば繰り上げ支給が受けられます。繰り上げ支給は請求したときの年齢で減額されます。
(2)老齢基礎年金の受給資格があるひとは、希望すれば65歳以降繰り下げ請求をすることができます。繰り下げ支給は請求したときの年齢で増額されます。

※いままでの母子・準母子・遺族年金・母子福祉・準母子福祉年金は廃止されて、「遺族基礎年金」となりました。

※上に示した年金額は昭和59年度価格です。61年度には3.8%増となります。

※従来の厚生年金などには、配偶者の加給年金の制限があります。改正後も加給年金は支給されますが、その配偶者が65歳になった時点で打ち切られ、配偶者自身の老齢基礎年金への加算に振替えられて支給されます。

★その他の年金 自営業の方など（第1号被保険者）が受けられるその他の年金

種類	年金を受ける条件	年金額
付加年金	付加保険料（月400円）を納めた人が、将来、老齢基礎年金と合わせて受けられます。 なお、昭和61年3月までに付加保険料を納めた期間があるサラリーマンの奥さんなども、それにみ合った付加年金が受けられます。	200円×付加保険料を納めた月数
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格期間のある夫(結婚期間が10年以上)が亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまでの間、受けられます。	夫が受けられた老齢基礎年金の3/4
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに亡くなったとき。	保険料を納めた期間に応じ100,000円～200,000円(一時金)